

柏崎市地域包括ケア計画 概要版（案）

（柏崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）

（柏崎市認知症施策推進計画）

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

1 計画策定の背景と目的

柏崎市においては、令和3（2021）年度に策定した「柏崎市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の整備などを計画的に取り組んできました。

このたび、「柏崎市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」が本年度で満了を迎えることから、令和6（2024）年度を初年度とする「柏崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、令和7（2025）年に団塊の世代が全員75歳以上となる中で、これまで進めてきた「地域包括ケアの推進」「地域共生社会の実現」のもとに、介護サービス基盤を整備し、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進、介護人材の確保や介護サービスの質の向上、高齢者の生きがいづくりの強化などを進め、新型コロナウイルス感染症の流行によって生じた高齢者の活動や介護現場の変化を踏まえた高齢者保健福祉施策に取り組んでいくこととします。

2 地域包括ケアシステムについて

柏崎市では、「柏崎でいつまでも自分らしく暮らしていく」という理念のもと、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

地域包括ケアシステムとは、病気や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」が一体的に提供される仕組みのことです。

急速な人口減少や高齢化の進行に伴う社会環境の変化を背景に、高齢者はもとより、全ての方々がより良く暮らしていけるよう、制度や分野、支え手と受け手の関係を超えた「地域共生社会」を実現していく上で、地域包括ケアシステムはその中核的な基盤となるものです。



3 地域包括ケアシステムの目指す姿

地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、行政だけでなく、住民や地域、関係機関などがそれぞれ主体的に取り組むことが重要です。柏崎市では、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4つの枠組みで役割を分担し、各々を強化しながら連携を進めています。取組では、自分で健康づくりに取り組むこと（自助）を基本に、地域でお互い様の助け合い活動を築き（互助）、足りない部分は介護保険や福祉のサービス（共助・公助）をいつでも利用できる環境を目指しています。



4 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けた今後の取組

これまで、地域の実情に応じた生活支援の創出を目指し、住民同士の話し合いの機会や、担い手となる住民ボランティアの育成を進めてきました。今後は、共生型サービスの創設も視野に、生活支援や介護予防などの地域づくり、認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど家族介護者支援も含めた認知症施策にも取り組んでいきます。

また、地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において、属性や世代を問わない包括的な相談支援などを担うことも期待されるため、支援体制の構築を進めながら、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けた取組を展開していきます。

5 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。また、「認知症施策推進計画」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条の規定に基づいて、認知症の方やその家族に切れ目のない支援を推進するために策定した計画です。

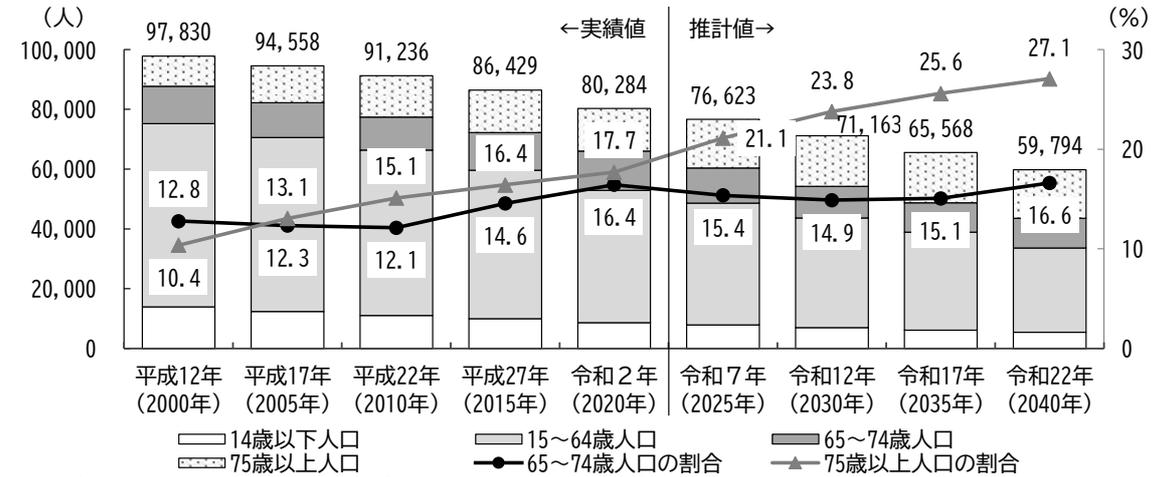
柏崎市では、高齢者保健福祉施策、介護保険事業及び認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、これら3つの計画を合わせて「柏崎市地域包括ケア計画」として位置付けます。

6 高齢者（被保険者）などを取り巻く現状と将来推計

○人口の推移と推計

総人口は減少傾向にあり、令和7（2025）年以降も減少が続く推計となっています。一方、高齢者（特に75歳以上の高齢者）の占める割合は増加していくことが見込まれます。

■年齢3区分別人口の推移

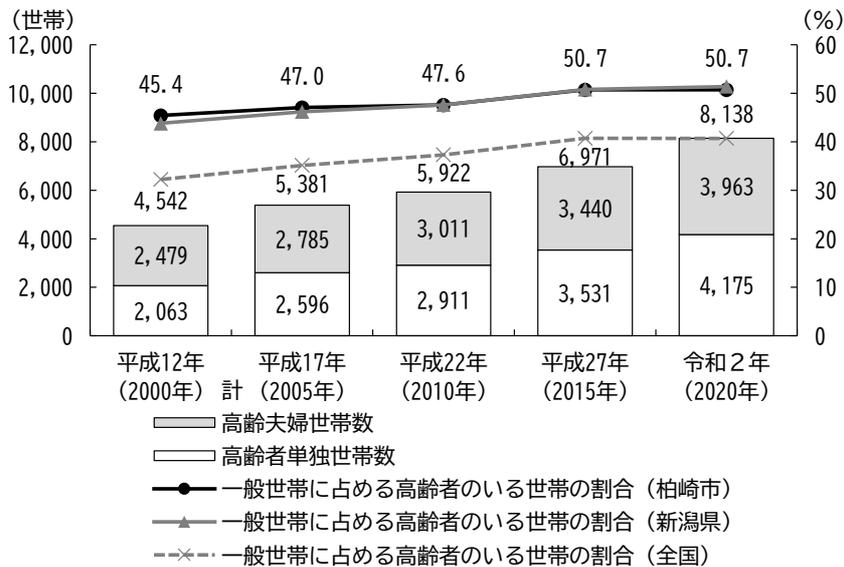


出典：令和2（2020）年までは総務省「国勢調査」（年齢不詳を除く。）
令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」

○高齢者のいる世帯の状況

高齢者単独世帯数、高齢夫婦世帯数ともに増加が続いています。また、一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合も増加傾向にあり、平成27（2015）年、令和2（2020）年ともに50%を超えています。新潟県及び全国と比較すると、近年は新潟県と同様の割合で推移しており、全国より10ポイント高くなっています。

■高齢者のいる世帯数と一般世帯に占める割合の推移

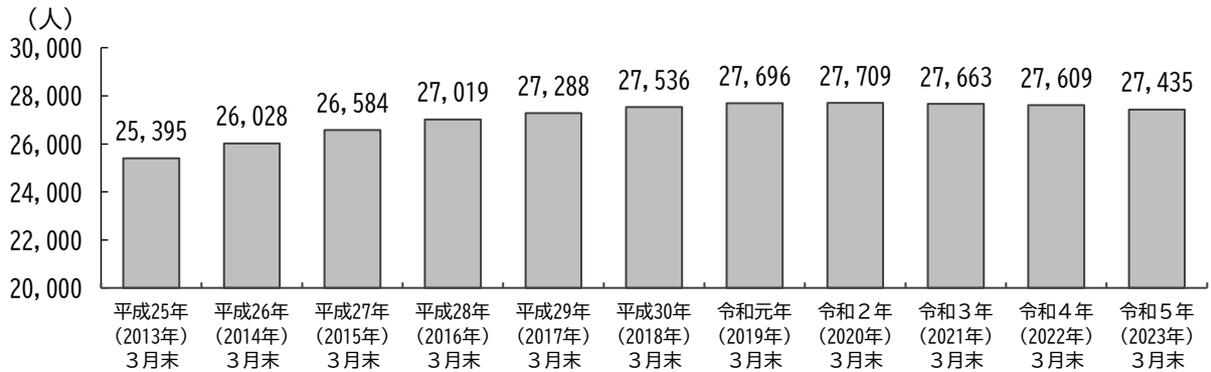


出典：総務省「国勢調査」

○第1号被保険者数の推移

第1号被保険者数は令和2（2020）年3月末まで増加傾向となっていました、令和3（2021）年3月末以降は微減が続いています。

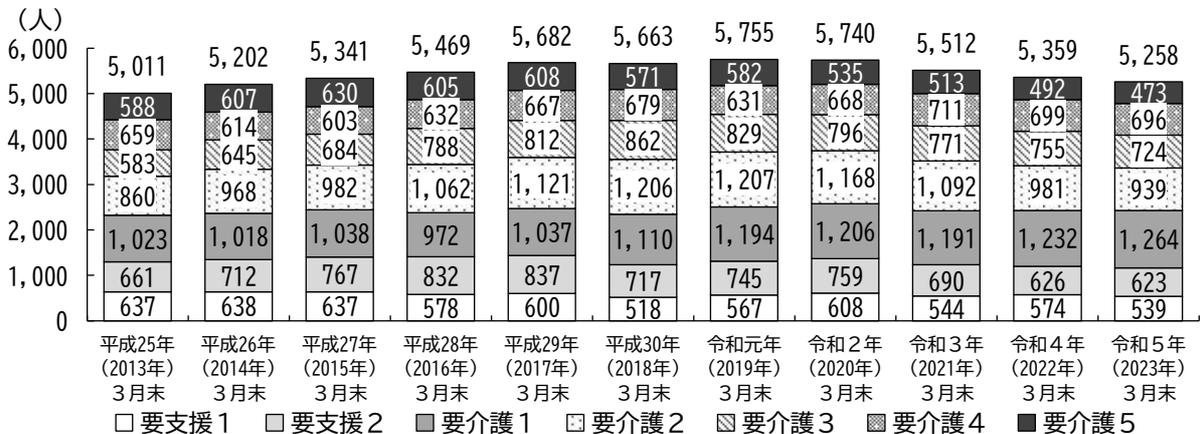
■第1号被保険者数の推移



○要支援・要介護認定者数の推移

第1号被保険者における要支援・要介護認定者数は、令和元（2019）年3月末まで増加傾向となっていました、令和2（2020）年3月末以降は減少が続いています。

■要支援・要介護認定者数の推移



7 計画の基本体系

《基本理念》

**高齢者と周りの人々がともに支え合い、
健やかに安心して暮らし続けられる思いやりと笑顔あふれるまち柏崎
～地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指して～**

基本目標1 いつまでも健やかな生活を送るための健康と生きがいづくり

生活機能低下を予防し、健康寿命を延伸していけるよう、健康づくりと介護予防の推進に取り組んでいきます。健康診断を受けやすい環境づくりや生活習慣病の予防に取り組むとともに、地域のコミュニティセンターや集会所などの通いの場を活用した介護予防の普及や健康教育を進めていきます。また、高齢者の社会参加を促進し、生きがいを持ちながら自立した生活を送ることができるよう、本人や家族、周囲の方々の理解と協力を得ながら、地域や介護サービス事業所などと連携し、高齢者の自立支援の取組を推進していきます。

＜主要施策＞

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 高齢者の健康づくりと介護予防の推進 | (3) 元気な高齢者の就労支援と社会参加の促進 |
| (2) 健康管理と重症化予防の推進 | |

基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

地域ケア会議を通じて、地域における社会資源の創出を目指します。また、元気な高齢者が地域の担い手として活躍し、自己実現にもつながるよう、自助・互助の意識向上と地域の支え合いの体制づくりの推進や、認知症の方とその家族が安心して暮らせる見守り支援体制の充実、高齢者の尊厳の確保や権利擁護にも対応できる早期支援体制の整備に努めます。さらに、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供できる、医療機関と介護事業所などの関係者との協働・連携の推進、災害時の要援護者支援体制の強化など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりに取り組んでいきます。

＜主要施策＞

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 地域での暮らしを支える体制の推進 | (5) 在宅医療・介護連携体制の強化 |
| (2) 認知症施策の発展 | (6) 自立支援・重度化防止の取組強化 |
| (3) 地域ケア会議の機能強化 | (7) 相談支援体制の充実 |
| (4) 高齢者の権利を守る体制の推進 | (8) 災害時における要援護者支援 |

基本目標3 誰もがが必要なサービスを受けられる介護・福祉の基盤づくり

介護が必要な高齢者も住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、高齢期の身体状況や介護などに対する正しい理解を得られるよう啓発を進め、高齢者を地域全体で支え合う環境を整備していきます。介護サービス基盤は、中長期的な視点に立って人口動態や介護ニーズを適切に捉え、地域の関係者と共有しながら、既存施設や事業所の在り方を含め、計画的な確保に努めます。また、介護人材不足に対応するため、若年世代をはじめ子育てを終えた層や元気な高齢者などの多様な人材確保や業務効率化に向けた支援の強化を進めるとともに、研修などによる介護職員の資質の向上を図ることにより、介護サービスの質の向上に取り組みます。

今後、独居の高齢者などの増加が見込まれるため、高齢者向け住まいの確保を図ります。

<主要施策>

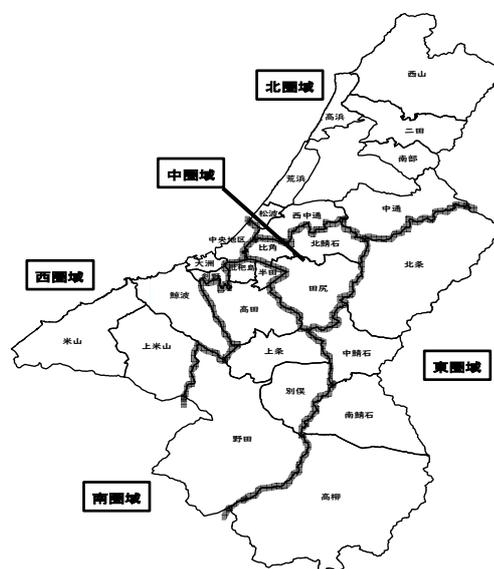
- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| (1) 介護人材の確保・定着と介護サービスの質の向上 | (3) 安心して暮らせる生活環境と住まいの確保 |
| (2) 持続可能な介護基盤の整備 | |

8 日常生活圏域の概要

柏崎市では、第3期計画の策定時から地域の地理的条件、人口規模、交通事情その他社会的条件などを勘案して、次のとおり複数の地区（コミュニティ）を1単位とした5か所の「日常生活圏域」を設定しています。この日常生活圏域は、地域密着型サービスを中心とした介護サービス基盤の整備の単位であるとともに、各圏域には地域包括支援センターを設置しています。

本計画においても、第8期計画と同様に次の5圏域を設定し、地域特性に合わせた取組を強化していきます。

圏域	コミュニティ
中圏域	比角・田尻・北鯖石
東圏域	北条・南鯖石・中鯖石・高柳
西圏域	中央・大洲・剣野・鯨波・米山・上米山
南圏域	半田・枇杷島・高田・上条・野田・別保
北圏域	松波・荒浜・高浜・西中通・中通・西山・二田・南部



9 所得段階別の年額保険料

所得段階	市民税 課税状況		前年の所得金額等	試算式 (保険料率)	年額保険料 (月平均)
	世帯	本人			
第1段階	—	—	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	基準額× 0.25 (0.45)	17,800円 (1,483円)
第2段階	非課税	非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額× 0.4 (0.65)	28,400円 (2,367円)
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額× 0.7 (0.75)	49,800円 (4,150円)
第4段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額× 0.9	64,000円 (5,333円)
第5段階	課税	課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額	71,200円 (5,934円)
第6段階			本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.2	85,400円 (7,117円)
第7段階			本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.3	92,500円 (7,708円)
第8段階			本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.5	106,800円 (8,900円)
第9段階			本人の合計所得金額が320万円以上410万円未満の方	基準額× 1.65	117,400円 (9,783円)
第10段階			本人の合計所得金額が410万円以上500万円未満の方	基準額× 1.7	121,000円 (10,083円)
第11段階			本人の合計所得金額が500万円以上590万円未満の方	基準額× 1.8	128,100円 (10,675円)
第12段階			本人の合計所得金額が590万円以上680万円未満の方	基準額× 1.85	131,700円 (10,975円)
第13段階			本人の合計所得金額が680万円以上800万円未満の方	基準額× 1.9	135,200円 (11,267円)
第14段階			本人の合計所得金額が800万円以上の方	基準額× 2.1	149,500円 (12,458円)

※第1段階から第3段階までを対象に公費による軽減措置が実施されています。()内は、軽減前の保険料率です。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
基準月額	2,508円	2,967円	3,383円	3,983円	4,750円	5,350円	5,933円	5,933円	5,934円
前期との差額	—	+459円	+416円	+600円	+767円	+600円	+583円	±0	+1円
前期比	—	+18.3%	+14.0%	+17.7%	+19.3%	+12.6%	+10.9%	0.0%	0.0%

10 第6期介護給付適正化計画

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すとともに、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的に策定するものです。

- (1) 要介護認定の適正化
- (2) ケアプラン等の点検
- (3) 医療情報との突合・縦覧点検
- (4) 介護給付費通知
- (5) 給付実績の活用による確認等

11 介護サービス基盤整備計画

減少に転じた高齢者人口やサービス量の見込みを踏まえ、第8期計画と同様、新增設は制限し、限りある人的資源と既存施設の有効活用を図る事業再構築の取組を推進します。

施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	10床(既存施設に併設の短期入所生活介護事業所を特別養護老人ホームに転換)
	介護医療院	転換希望などに対して随時対応する。
居宅サービス	第9期計画期間中は、新規整備を見込まない。	
地域密着型サービス	第9期計画期間中は、新規整備を見込まない。	

12 柏崎市認知症施策推進計画

認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくため、認知症施策推進計画を第9期介護保険事業計画と一体的に策定することとしました。できるだけ住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、国の「認知症施策推進大綱」の趣旨を盛り込み、以下の4つの基本施策を柱として、総合的な認知症対策を推進していきます。

<基本施策>

- 普及啓発・本人発信支援
- 予防
- 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援

柏崎市地域包括ケア計画 概要版
(柏崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画) (柏崎市認知症施策推進計画)
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
柏崎市 福祉保健部 介護高齢課